

第67回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

令和3年12月17日 開会

伊方町議会

第 6 7 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）	
招集年月日	令和 3 年 1 2 月 1 7 日
招集の場所	伊方庁舎 4 階議場
開会（開議）	1 2 月 1 7 日 1 0 時 0 0 分宣告
出席議員	1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸 5 番 末光 勝幸 7 番 清家慎太郎 8 番 福島 大朝 9 番 菊池 隼人 10 番 山本 吉昭 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 小泉 和也
欠席議員	なし
欠 員	6 番
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 上田 時茂 書 記 藤川 輝之 書 記 篠川 俊一 書 記 松澤 広明
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 橋本 泰彦 危 機 管 理 監 谷村 栄樹 総 合 政 策 課 長 菊池 嘉起 町 民 課 長 林 栄作 保 健 福 祉 課 長 中田 克也 農 林 水 産 課 長 菊池 暁彦 観 光 商 工 課 長 清水 浩二 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 田中 洋介 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教育委員会事務局長 阿部 茂之
町長提出議案の項目	議案第 96 号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について 議案第 97 号 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第 98 号 伊方町企業誘致条例の一部を改正する条例制定について 議案第 99 号 伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	選挙第 9 号 八幡浜地区施設事務組合議員の補欠選挙について
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）
	10 番 山本 吉昭議員
	11 番 中村 敏彦議員

伊方町議会第67回定例会議事日程（第1号）

令和3年12月17日(金)
午前10時00分 開議

1 開会宣言

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」

第 4 八幡浜地区施設事務組合議員の補欠選挙について（選挙第9号）

第 5 一般質問

第 6 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
（議案第96号）

第 7 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
（議案第97号）

第 8 伊方町企業誘致条例の一部を改正する条例制定について（議案第98号）

第 9 伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について
（議案第99号）

1 散会宣言

開会宣告（10時00分）

○議長（小泉和也） おはようございます。これより、伊方町議会第67回定例会を開会いたします。

まず、ご報告いたします。竹内一則議員が10月8日にご逝去されました。心からご冥福をお祈りいたします。竹内一則議員は、平成15年、伊方町議会議員に当選され5期、この間、議長、副議長及び各委員長を歴任され、町政の発展にご尽力されました。そのご功績は、皆さまご承知のとおりでございます。ここに竹内一則議員のご冥福をお祈り申し上げ、謹んで黙祷を捧げたいと思います。

皆さんご起立をお願いいたします。黙祷。お直りください。ご着席ください。

なお、議席番号6番は欠番とし、議席の変更は行いませんので、ご了承ください。また、総務文教厚生常任委員は、欠員とすることをご報告いたします。

只今の出席議員は、13名であります。

定足数に達しております。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（小泉和也） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 皆さんおはようございます。まず、今ほど黙祷を捧げました竹内議員のご逝去に際しまして、改めて心から哀悼の誠を捧げ、ご冥福をお祈りを申し上げる次第でございます。

本日ここに、伊方町議会第67回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年も残すところ、あと僅かとなりました。

今年1年を振り返ってみますと、昨年から世界中で猛威を振るっております新型コロナウイルスの感染対策に、終始したといっても過言ではありません。

町民の皆様には、各種イベントの中止や規模の縮小を余儀なくされ何かとご不便、ご心配をおかけしたところでございます。様々なご協力に対し心から感謝を申し上げます。

現在のところ、新たに発見をされましたオミクロン株の影響を世界中が固唾を飲んで注目し、対応に追われておりますが、町といたしましても、ワクチン接種につきましては、第6波に備え、国・県連携のもとで、来年2月以降、2回目の接種を完了した日から8ヶ月以上経過した方への、3回目の接種をはじめ、各種対策に万全を期すとともに、一日も早く、通常に戻ることを願っているところでございます。

次に、亀ヶ池温泉の落雷による焼失でございます。8月の町の観光面における中核施設であるこの施設の焼失は、伊方町にとりまして前代未聞の事態でありましたが、現在では、これまでの懸案

でありました「独立採算による運営を可能とする収益構造」の実現に向けて、「小さなまちのSDGs」を基本コンセプトに、施設・設備の機能計画を含めた再建基本計画を策定し、本格再開に向けて取り組んでおり、早期の仮営業開始を目指し、本年度末の温浴棟の復旧工事の完成に取り組んでいるところでございます。

また、再建に役立てて欲しいと多数の方々から、ご寄附もいただいております、この場を借りまして、厚く御礼申し上げますとともに、引き続き、議員各位におかれましても、本格再開に向けてご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一方、明るい話題といたしましては、本年開催の東京オリンピック2020におきまして、伊方町がホストタウンとして交流をしております、イギリス領バミューダから、女子トライアスロン競技に出場をいたしました「フローラ・ダフィー選手」が、金メダルを獲得したことでございます。

コロナ禍の最中の開催ということもあり、オンラインでの交流しかできませんでしたが、私もテレビ中継には釘付けで応援をし、金メダル獲得に至るまでの健闘する姿に、大きな感動を味わうとともに、希望と勇気が湧いてまいります。

これを機に、今後におきましても、バミューダとの交流をはじめ、国際交流の在り方についてもしっかりと検討をしてみたいと考えております。

次に、伊方発電所について申し上げます。伊方3号機は、今月2日に原子炉が起動し、現在、通常運転に向けて調整を継続しているところでございます。約2年間の停止期間を経ての運転再開ということで、町といたしましても、これまで以上に緊張感をもって、住民の安心・安全を最優先に運転状況を監視してまいりたいと考えております。また、四国電力に対しましては、引き続き、技術力の維持・向上に努めるとともに、決して事故を起こさないという強い決意のもとで、安全運転に細心の注意を心がけることなどを求めてまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・条例制定に関する議案が4件
- ・令和3年度一般会計及び特別会計補正予算が5件
- ・指定管理者の指定に関する議案が7件
- ・その他の議案が3件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

議事日程報告

○議長（小泉和也） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小泉和也） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番 山本吉昭議員、11番 中村敏彦議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（小泉和也） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月23日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、7日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（小泉和也） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手元に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告書並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

選挙第9号

○議長（小泉和也） 日程第4「八幡浜地区施設事務組合議員の補欠選挙について」選挙第9号を議題といたします。

この選挙は、竹内一則議員の死亡によって、八幡浜地区施設事務組合議員が欠員になり行うものです。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。八幡浜地区施設事務組合議員に、菊池隼人議員を指名いたします。お諮りいたします。只今、指名いたしました菊池隼人議員を当該議員の当選者とするにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、只今指名いたしました菊池隼人議員が八幡浜地区施設事務組合議員に当選いたしました。

只今、当選されました菊池隼人議員が議場におられますので、本席から伊方町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選を告知いたします。

一般質問

○議長（小泉和也） 日程第5「一般質問」お手元に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、田村義孝議員、木嶋英幸議員、加藤智明議員、清家慎太郎議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。

はじめに、田村義孝議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） おはようございます。朝晩めっきりと寒くなってまいりました。町民の皆様にはご健康にご留意いただき、少し早いですが、よいお年を迎えられますようお祈りをいたします。それでは、一般質問通告に従い質問をさせていただきます。

大綱1 災害時の電源について

近年、異常気象や災害の増加により、停電も今後、増えていくように思います。町内のある地区においては、今年だけで4回、最長13時間の停電がありました。今まで、四国電力さんがオール電化を推進していたことから、ガスでなく電気だけの世帯もあると思います。今年の三崎・瀬戸地区に雪が積もった時も高齢者の場合は、特に家から出られず、灯油の配達も困難で灯油を調達することも難しく、不安な日々を過ごされた方もいらっしゃったようです。エアコンや電気ストーブで電気がつながらなければ暖をとることもできません。また、亀ヶ池温泉に宿泊のお客様が連泊でお泊りの時に台風で電気がしばらく復旧しなくて、原発をかかえる電気の町、伊方町であるのに公共施設での非常電源もなく不安な時間を過ごしたという話も聞きました。

そこで、2点についてお尋ねをいたします。現在、町内の公共施設の停電時の非常電源の確保についてはどのように対処されているのでしょうか。また、町内には合計58基の大型風車があります。伊方町は皆さんご存じのとおり「電気の町」であります。町も出資している瀬戸ウインドヒルの風車のリプレイスもはじまる予定ですし、防災の観点から非常時の代替電源として風車で発電した電気を使うことはできないでしょうか。これが実現すれば、他の施設でも転用をしやすいと思います。

また、このような場合、自営線として整備するのが一般的で送電線の使用の問題等もありますが、我が町は伊方原発を有し、四国電力さんとも良好な関係を長年に亘り築いてまいりました。このようなことから他の地域に比べて導入をしやすい条件が整っているように思います。

環境省の補助事業の中に「地方公共団体と民間企業との共同により、地域の再生可能エネルギー・蓄電池・自営線等を活用した、再エネ自給率最大化と防災力向上を同時実現する自立・分散型エネルギーシステム構築のための計画策定や設備導入に対して支援を行う」というものもあります。

これらも活用することによって、伊方町の財源の負担も減らせると思います。「電気の町 伊方町」で住民や訪れる人が安心して過ごせるよう町の資源である風車を活用できないでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の一般質問大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱 1「災害時の電源について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、台風や大雨、落雷などにより停電が発生することが多くなっております。これら災害時において活動の拠点となる役場庁舎の機能確保や避難所を運営するうえで、非常用電源を確保するなどの防災力の強化を図ることは重要な課題と捉えております。

まず、ご質問 1 点目の「町内の公共施設の電源確保」につきましては、現在、役場庁舎など 7 施設のほか、放射線防護施設 11 箇所に固定の非常用発電機を整備いたしております。これに加えまして、現在整備をいたしております伊方中学校の太陽光発電設備なども非常時の電源として活用することができます。さらに、学校や体育館、消防団の各部などに可搬型の発電機を 62 台配備するなど、災害時の電源確保対策を行っているところでございます。また、現在、停電時の電源としての活用を念頭に、本庁、各支所に電気自動車を導入いたしております。

2 点目の「非常時の代替電源としての風車で発電した電気を使うことができないか」につきましては、議員ご紹介の環境省の「自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業」は、官民共同のもとで、一定の区域内の電力供給を再生可能エネルギー、蓄電池、自営線を整備し、電力の自給自足を目指す取り組みでございます。同様の取り組みといたしましては、資源エネルギー庁が主体となって推進をしております「地域マイクログリッド構築支援事業」がでございます。これは、環境省の事業よりも広範囲なもので、風力発電などの再生可能エネルギーを蓄電池で電力量をコントロールし、地域内の電力供給を賄おうとする構想で、地震や台風などの大規模停電が発生した場合には、平常時は電力会社と繋がっている送配電ネットワークを切り離し、地域単独のネットワークに切り替えることができるシステムでございます。いずれの事業もエネルギーの地産地消に加え、非常時の電源確保にも大いに期待をされておりますが、蓄電池や自営線の整備などに多額の投資が想定をされますことから、国の補助事業を活用するためには、官民共同で事業に取り組む必要がございます。また、2011 年の東日本大震災での計画停電や 2018 年の北海道胆振東部地震での全域停電、ブラックアウトでは人々の生活や企業活動に大きな影響が出たように、日本の送電インフラの脆弱さはたびたび問題視されるなど克服すべき課題も多くございます。しかしながら、議員ご指摘のように、町の資源であります 58 基もの風車群の災害時の電源への活用は、安心して暮らせるまちづくりに重要でありますことから、北海道胆振東部地震の教訓を踏まえ、北海道で取り組んでいる事例などの調査・研究を行うとともに、国の補助事業の動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱 1 に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） これから新規の電源の確保も行われていくことと思いますが、既存の設備に対しても、その量が適正化かどうかということも踏まえてご検討をいただきたいと思います。

先ほど、お話なられたように蓄電池や自営線の整備などには、多額な投資が想定されることから、国の補助事業を活用するためには、官民共同で事業に取り組む必要があるとのご答弁でありましたが、我が町は、やはり伊方原発を抱えておりますし、四国電力さんとの長年に亘る良好な関係性もありますから、自営線の整備に関しても既存の送電線の利用も含めて、交渉したりできないかどうかということ、あと、先ほど申しましたように瀬戸ウインドヒルのリプレイスも近々差し迫っておりますので、それを活用して、四国電力さんと協議もしながら、また国の力も借りながらまずは全体でというのは難しいので、頂上部の風車に近い所の公共施設からでもそのような試験的に行っていくことはできないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議員ご指摘のように目指す方向性というのは、そういったことの試験研究もしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、具体的にどのぐらい、いくらぐらいっていう、どういった問題点があって、例えば送電線に直接つないでも風車は電力出力が安定しておりませんので、途中でどういった設備が必要なのか、ちょっと課題は沢山あると思います。まずはそういった課題を洗い出していくという作業から進めていかなければならないんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） ありません。

○議長（小泉和也） 以上で、田村議員の大綱1を閉じます。

続いて、木嶋英幸議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） マスクを外して、質問させていただきます。今年1年コロナにかき回されたり、亀ヶ池温泉焼失など、当町経済も疲弊した1年でありました。が、待ち望んでいた原子力発電の再稼働が認可され伊方町の経済も少しは好転するものと思われま。しかし、世界中の人が心配されているように事故それに伴う防災避難をどのように考えているのかなという思いで今回は防災についてお尋ねしたいと思います。理事者、担当局の町民にも分かりやすい答弁をお願いします。

今年最後の12月定例会ということもあり、日本で起こった重大事故を教訓にするためにも具体例の一つ取り上げてみました。あつという間に2021年も後僅かとなりました。近年世界中で自然災害により被災されたというニュースをよく耳にします。日本でも熱海市で大きな土砂崩れがあり、たくさんの犠牲者が出たのは皆さんもご承知のとおりだと思います。改めてご冥福をお祈り申し上げます。しかし、この事故は、原因究明の結果、自然災害ではなく開発による盛土が原因で人的災害と証明されました。日本は国土が狭く盛土をやっていない自治体はないに等しく全国の自治体を震撼させたはずで、平地の少ない佐田岬半島でもかなりの場所でなされているものと思われます。責任の有無は分かりませんが犠牲者を出さないためにも一刻でも早く調査をし、対策を練る必要があると思いますが現状と今後の計画をお尋ねします。当町は急峻な所が多く、又高齢化が進んでおり住まいから車の通る道まで出るのにもかなりの苦勞をされている地域の方々がたくさんいらっしゃいます。若者でも危ない急な階段の上り下り、毎日何度も使う生活道故に「命の手すり」の設置が必要と思われるが避難道と併せて町内全域をもう一度調査し、何ヶ所あってそれに掛かる費用がどれくらい必要かを早く検討すべきと思われるがどのようにお考えかお尋ねします。それと原子力防災に関しても防災訓練はやっているものの避難場所や避難港からの訓練しか見受けられないように思われますが、そこへ行くまでのアクセス整備が必要ではないでしょうか。ましてや訓練に参加される人は比較的自由に動くことのできる人がほとんどで訓練であるから仕方ないかもしれませんが、万が一の時に町民全員が避難しやすい環境を造ることは町の責務だと思われます。お年寄りから子供までが生まれて良かった、住んで良かったと言っただけの伊方町にするためにも是非早急に再検討をお願いしたいと思います。以上について理事者の答弁をお願いします。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「防災について」のご質問にお答えをいたします。

町の防災対策につきましては、近年の異常気象や伊方発電所での重大事故及び南海トラフ地震に加え、人的災害の可能性も含め総合的な備えと対策が求められております。

このような中、ご質問1点目の「開発盛土に関する現状と今後の計画」につきましては、人家等に影響のある盛土について、本年8月、土地利用規制等を所管する関係省庁から、各都道府県に対し総点検の依頼がありました。これを受けまして、9月に愛媛県により点検対象箇所が抽出され、その中で本町においては12箇所が点検対象となりました。町におきましては、県と共同で地形図、航空写真並びに現地での確認を行っており、現時点では「災害の危険性を有すると考えられる盛土等」はないとの情報を得ております。

また、国のスケジュールによりますと、年内に点検の暫定とりまとめが行われることとされておりますので、引き続き国、県からの情報を注視し、対応をしまいたいと考えております。今後の計画につきましては、仮に危険箇所があった場合は、行為者による是正措置を基本とし、現在、国において危険箇所対策の支援措置が検討されているとのことであります。

また、今後の盛土行為に対しましては、目的や規模によっては各種法令等に基づき、許可権者である愛媛県の許可を受ける必要がありますので、町といたしましては、無許可行為や条件違反などの違反行為がないように、愛媛県と連携して情報収集に努めてまいりたいと考えております。

2点目の「手すりの整備」につきましては、これまで、平成23年度から25年度の3ヵ年にかけて、主に津波を想定した取り組みではありますが、各地区への調査に基づき、集落内の避難に使用する里道等を主に、県の補助事業も活用し、総額約1億6,000万円の避難路整備事業を実施いたしており、手すりにつきましても、町内全域を対象に約570箇所、8,500mを整備いたしております。これ以降につきましても、毎年実施をされております各地区での避難訓練等の検証に伴う手すりの設置要望に対し、老朽化に伴う更新や生活環境の変化等に伴う新設等、年間約200m程度の対策を実施いたしております。

今後におきましても、転落防止と高齢化に伴う歩行補助の視点も併せ、必要な箇所の整備を継続して実施をしてまいります。

3点目の「避難場所等までのアクセス整備」につきましては、本年6月議会での加藤議員からの一般質問にもお答えをいたしましたように、避難場所や避難港へのアクセス整備として、自動車通行道路につきましては、優先度の高い集落間を接続する主要幹線に重点を置き、拡幅、防災工事を進めるとともに、部分的な待避所の設置や地区内の防災力の向上を目的とした道路新設にも取り組んでおり、地区内の里道につきましても、各地区で実施される避難訓練等の検証、各地区からの要望や情報提供を基に、安全対策に取り組んでおります。いずれにいたしましても、議員ご指摘の「町民全員が避難しやすい環境を造る」ことを念頭に「防災対策に終わりなし」との考えのもとで、今後もより一層、効果的な防災対策に取り組んでまいります。

以上、木嶋議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今ほど、親切丁寧な分かりやすい説明ありがとうございました。ただ、答弁の中にありましたように毎年手すり200m程度の設置をしているとのお答えだったんですけども、できるだけもっと費用の掛かることなんですけど、できるだけ早くたくさんの方のところに安心して、通ることのできるような施策をよろしく願います。すいません。再質問になりますけど、南海トラフ地震が専門家の予測では、30年以内に7割以上の確率で起きると公表されました。原子力発電所立地町の伊方町は、起きると予測される地域の中に入っていて、世界中からも注目されているところでもあります。発電所自身は先日、国からも認めていただいたように、かなりの投資と時間を掛けて事前の対策を施してきたと信じておりますが、有事の際に想定して、町として町民への周知の仕方など、どのように訓練してきたか、また今後どうする予定なのかを危機管理室長ご答弁をお願いします。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○危機管理監（谷村栄樹） 議長

○議長（小泉和也） 危機管理監

○危機管理監（谷村栄樹） 南海トラフに関する取り組みと原子力発電所対策ということですが、今月に入りまして、全国各地で、連続して大小の地震が、特に鹿児島県トカラ列島で頻発しておりまして、今のところ南海トラフとの関連はないようですが、気象情報から目が離せないといった状況です。原子力災害なんですけれども、今やっているところでは、原子力防災訓練を主に行っておりまして、毎年近隣関係機関と調整しながら規模の想定を組み立てているところでございます。訓練の目的の一つとしましては、例えば陸路が寸断されたら、海路避難、空路避難、すべての避難経路がたたれた場合は、・・・と屋内退避、放射線防護施設への屋内退避という道がございます。いずれにしましても、事象の進展によって、どういった避難方法がベストかというところを判断して、避難方法を取得すること、これが目的となっております。繰り返し訓練を行うことによって、避難方法や災害対策本部、関係機関との連携などを取得を図るために今後も計画して訓練を行っていきたいと考えております。

南海トラフの関係なんですけれども、まず高台に通じる小道の整備、避難所の確保、備蓄品の整備なども、ハード整備の他に9月の第1日曜日に各地区の自主防災会が行っております。高台への避難訓練、それから今日から23日のまでの間に防災週間と言っているんですけども、県民総ぐるみで行いますシェイクアウト訓練など、ソフト面の整備なども進めているところでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（小泉和也） 暫時休憩いたします。

休憩 10時42分

再開 10時42分

○議長（小泉和也） 再開いたします。

○危機管理監（谷村栄樹） 議長

○議長（小泉和也） 危機管理監

○危機管理監（谷村栄樹） 失礼しました。住民への周知の仕方なんですけど、防災行政無線を活用して、周知をいたすことにしております。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今ほどの室長からの答弁で、今後も万が一の場合を想定をして、町民にしっかりと避難をしていただけるような訓練をよろしくお願ひしたいと思います。

再々質問で、また盛土のことに入るんですけど、人里に近く、あきらかに盛土をして造られたと思われる町民グラウンドは、元々谷間にあり川が流れていたと思われまふ。その真下には、大きな貯水池が貯水ダムがあり、また直ぐ下には川永田の人家が迫っております。現状どのようになっているのか、お尋ねします。町内でも最も人災が懸念される場所の一つと思われまふので、熱海市のようなことが起こらないように、県と連携して、重点箇所を制定し、再調査そしてその結果を住民に説明し、安心して生活していただけるような説明が必要であると思われまふが、どのようにお考えか町長お願ひします。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の大綱1再々質問に対する理事者の答弁を求めまふ。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 伊方の運動公園が危険箇所であるということは私は認識をしておりません。あそこは、十分に調査をして安全な箇所であるというふうな認識でおります。イタズラに住民の不安を仰ぐということは、いかななものかなというふうには思ひまふし、十分その辺は注意をして町の行政としてもやっていきたいと思ひまふし、町内は、盛土より地滑りの危険の方があるんじゃないかなというふうに思ひまふ。そういったところは、十分調査をして危険な箇所から対応してまいりたいというふうに思ひまふ。

この点の具体的なことについては、担当課長から答弁をさせていただきたいと思ひまふ。以上です。

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 議長

○議長（小泉和也） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（阿部茂之） 木嶋議員のご質問にございました、町民グラウンドにつきましては、これまで災害拠点としても活用の視野に入れておりまして、しっかりとした造りになっていると、なっております。つきましては、ご心配の協議につきましては、町民グラウンドに関しましては、災害の危険性がないものと認識しております。以上でございます。

○議長（小泉和也） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

続いて、加藤智明議員、一般質問大綱1をお願ひいたします。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） マスクをとって失礼いたします。議長の許可をいただきましたので、通告にしたがひまして、質問してまいりたいと思ひまふ。理事者の皆様には分かりやすいご答弁をお願ひできたらと思ひまふ。

それでは、大綱1公共サービスと住民からの要望についてお尋ねします。

私たち町民は、生まれて出生届を出した時から行政との関係が始まり、診療所や保育園、子育て支援をはじめ、学校や図書館、生活においては、上下水道・ごみ収集・し尿処理、年を取ってからは年金、介護サービス、交通サービスの他にも様々なサービスを受け、公共サービス網の中で生活しているといっても過言ではありません。

また、すべての町民に対し、これらの様々な公共サービスを提供し、生活を支えることが地方自治体の存在意義だと思っています。

以前は行政直営で運営していた公共サービスも時代の変化とともに、限られた予算を有効に活用するため、民間に委託されるようになってきました。

民間に委託した方がコストの削減にもなり、サービスの質も向上するからだと考えられますが、事業者にすべてを任せれば、過疎地域のような採算性の取りにくい地域では、経費や人件費削減といった経営バランスをとるためサービスが低下するといった危険性も懸念されます。

公共性を持ったサービスを委託や許可するわけですから、行政はしっかりと管理し、指導し、採算の取れない公共サービス事業にあっては補填等の補助をしてでも、町民に対する公共サービスを維持する必要があるのではないかと思います。

そこで2点についてお尋ねします。

1つ目に、伊方町が民間に委託や許可している事業がありますが、公共サービスとして認識されているのか、管理や指導はされているのかお尋ねします。

2つ目に、毎年、各集落から多岐に亘る要望が上がっていると思いますが、こういった手続きにより事務処理されるのか、また、要望した年度に処理され無かったものは、次年度処理されるのかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 加藤議員の大綱1「公共サービスと住民からの要望について」のご質問にお答えをいたします。

公共サービスは、町民の福祉増進に不可欠なもので、町民の日常生活などを支えるうえでも大きな役割があることから、町民に高品質で公正公平な一定のサービスを提供しなければならないと認識いたしており、そのためには、町民本位の視点に立って、公共サービスの意義・本質を捉え、推進に努めることが重要と考えております。

まず、ご質問1点目の「伊方町が民間委託や許可している事業の公共サービスとしての認識や管理・指導」につきましては、町では、様々な公共サービスを提供いたしておりますが、民間への委託や許可により実施しているものにつきましても、広い意味では公共サービスであると認識をいたしております。管理や指導につきましては、委託の場合は、受託者の業務の履行に必要な対価をはじめ、業務内容を明確にした仕様等について定めた契約を締結しており、これにより、町はこの契約内容の履行状況について、受託者に適宜報告を求め、これを確認のうえ、適切な管理指導にあた

っており、必要に応じて、双方協議のうえ、契約内容を見直すなど、町民本位に立った、より良いサービスの提供を目指しております。

2点目の「各地区からの要望の事務処理に関する件」につきましては、まず、要望書の事務処理の大まかな流れにつきましては、毎年度、年度当初の区長会において、要望書の取り扱いに関する町の方針をご案内し、6月末を目途に提出いただき、各担当課におきまして、要望内容の確認を行い、対応方針案を作成するとともに、必要に応じて随時、検討会を開催して最終決定し、必要な予算措置等を行ったうえで、実施にあたっております。町の対応方針や実施時期の見通しにつきましては、8月末までに中間報告、3月中旬頃に年度末報告としてお知らせをしているところでございます。直近3ヶ年平均の地区からの要望件数は約150件ございまして、そのうち、当該年度内に処理した件数は約80件となっております。要望の内容といたしましては、町道・農道や水路の改修などが最も多く、これ以外にも多岐に亘っておりますことから、町といたしましては、実施の必要性を見極めたうえで、緊急性の高いものから優先順位を付して、できるだけ年度内の実施・完了に努めております。しかしながら、要望の内容によりましては、所管の県に要望するものや共助の観点から地区での対応をお願いする場合がございます。また、要望の原因を分析するうえで、経過観察が必要なものや多額の財源確保が必要となるものにつきましては、やむを得ず、次年度への継続案件として対応をいたしております。

以上、加藤議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。加藤議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） 1つ目の公共サービスに関する答弁で、広く公共サービスと認識されているようでしたので、公共サービスと認識されているのであれば公共サービスには、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としてつくられた公共サービス基本法があり、その第3条や第11条に地方公共団体は安全かつ上質な公共サービスが確実、効率的かつ適正に実施されること、国民の意見が公共サービスの実施等に反映されること、公共サービスの実施に従事されるものの適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講じるよう努めるものとする条文中にもあります。公共サービスを受ける側だけでなく、実施する従事者も同じ伊方町民ですので、守る必要があると思いますが、公共サービスを実施する側の労働条件、労働環境を確保できるよう事業者任せでなく、管理指導する必要があるのではないかと思います。先ほどの答弁にも報告を、受託者から適時求めてると答弁がありましたが、従事者たちと話しを聞くと聞いた、現場の声をですね、聞くといった機会があるのかどうか、お尋ねいたします。

2つ目の要望に関する再質問ですが、やむを得ず次年度への継続案件につきましては、再度受理する必要はないのか。再度要望する必要はないのか。次年度の持ち越された継続案件は、次年度も中間報告、年度末報告はされているのか、お尋ねいたします。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） まずは、第1点目の現場の声を聞いているのかどうかということでございませうけれども、私は町長として、職員にいつも言っているのは、知恵は現場にあるということは言っております。現場の声を吸い上げて、町の行政に反映をするということは、基本であろうというふうには思っております。そのうえで、公共サービスの事業者の声につきましては、まず契約時に双方が納得したうえで、契約しているんだろうというふうに思います。そういった中で、双方が納得のうえでの公共サービスの実施であるというふうに認識をしております。その中でまたいろんなやっている最中に問題が生じた場合は、双方が相談をしながら、町民サービスの低下につながらないように、やっていくことが基本であろうというふうに思っております。

2点目の要望の次年度につきましては、担当課長から具体的なことはあろうかと思っておりますけれども、一応私が認識している中では、毎年見落としがあればいけませんので、毎年継続事業につきましても、要望をしていただくようお願いをしているというふうに認識をいたしております。補足があれば担当課長から申し上げさせていただきます。

○総合政策課長（菊池嘉起） 議長

○議長（小泉和也） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池嘉起） 只今の補足となりますけれども、当該年度に次の年度に繰り越すとそういった内容につきましては、次年度におきましても先ほど町長が、お答えいたしましたように確認の意味も含めましてですね、再度提出を要望の提出をお願いしているところでございます。

それと例えばその年には、要望した案件に状況が変わる場合もございます。そういった場合もありますので、改めて要望の提出をお願いしているとそういったところでございます。要望に対しましては、先ほど町長の方から答弁がありましたように、できるだけ当年度で対応するということは基本としておりますけれども、場合によっては次の年度、場合によっては地区にお願いというそういったケースもございますので、そういった対応をとらせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。加藤議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（加藤智明） 議長

○議長（小泉和也） 加藤議員

○議員（加藤智明） 次年度、持ち越した関係も要望が必要だということはよく分かりました。伊方町には70の部落があり、各部落から毎年150近くの要望が上がっていると説明ありましたが、要望の中には、町道や農道といった大きな予算を必要とする要望もあるようですので、要望した集落の切実に望む声や気持ちを聞いていただき、町民に寄り添った対応を今後もしっかりと対応をしていただければと思います。

最後にですね、先ほども優先順位について答弁されていましたが、緊急性の高いものから優先順位を付けているという答弁でしたが、生活に係わる要望と避難道といった安全に係わる要望、どちらも大切だと思うんですけども、そういったものに関しての優先順位をどう付けられているのか。また、伊方町 70 の部落のうち、半分が 100 人以下と小さな集落、部落となっております。その部落の大小に係わらず優先順位というのが付いているのか、お尋ねします。

○議長（小泉和也） 只今の加藤議員の大綱 1 再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） まず、地区としては、町としては 55 の地区ということで、認識をいたしておりますので、若干数え方が違うのかなというふうに、それと優先順位の付け方ですけども、生活に関するものそれから、避難に関するものそれぞれケースバイケースでかなり違うんだろうというふうに思われます。1 点、注意しておりますのが、各地区内でいろんな要望が出てまいります。それがこの地区だけに偏るといようなことは避けるようにしております。例えば、高齢化して大変だから、道路の掃除も町でやってくれというふうな要望も出てまいります。それが、町内全域でできるのか、どうかということ、こちらで判断をして地区にお願いをする場合もございます。そういった意味での優先順位、それから公平性というものは、意識をして付けさせていただいているということでございます。以上です。

○議長（小泉和也） 以上で、加藤議員の一般質問を終わります。

続いて、清家慎太郎議員、一般質問大綱 1 をお願いいたします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 議長より許可をいただきましたので、通告書にしたがって一般質問を始めさせていただきます。

大綱 1 移動系無線機更新について、伊方町の防災行政無線は 2009 年 3 月に整備され、防災上の連絡や行政情報連絡などに使用されており、住民の方々にとりまして大変有用な情報入手手段として重要な役割を果たしております。

その中で移動系無線機につきましては、消防団など防災担当機関が使用し、自然災害や火災など有事の際、またそれらを想定した訓練の際にデジタル時代の情報伝令手段として用いられております。

しかし整備から 10 年以上の年数が経っており、その間に様々な情報伝達機器が誕生し、機能向上が進んでおります。町の最重要防災機関である伊方町消防団の情報伝達行動の効率化を図ることにより、一層の防災・減災力の向上を目指し、それにより伊方町の安心安全をより一層確立するために、消防団の移動系無線機の更新あるいは新たな通信手段の導入を考える時期が来ていると強く感じます。

現行用いられております移動系無線機の課題といたしましては、基地局からの位置関係により集落の多くが通話不可能というところが複数ある事、また現在においては機器の大きさがコンパクトではないため持ち運びや装着に不便な事などがあげられます。

それらの課題解決に、私の調べました範囲ではお隣八幡浜市が導入されておりますI P無線機が一つ参考になるものではないかと考えます。

I P無線機のメリットといたしまして、携帯電話の回線を利用するため全国エリアで通信が可能という事。グループ通話・個別通話の両方が可能という事。機種によってはGPS機能を付与できる事があげられます。

デメリットといたしましては通信料が掛かる事、山奥など携帯電話の電波が届かないところでは通信できない事、データ回線が込み合ったときなどは繋がりにくくなる可能性がある事があげられます。

I P無線は先行導入自治体がございますのでそれら自治体の使用状況などもご確認いただき、また他の機器とも比較ご検討いただき、繰り返しになりますが、より一層の伊方町の安心安全をより確立するために消防団の情報伝達機器の更新あるいは新たな通信手段の導入を考える時期が来ていると強く感じます。

質問といたしまして、町としては無線機器更新につきどのようなご見解をお持ちか伺います。

○議長（小泉和也） 只今の清家議員の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 清家議員の大綱1「移動系無線機器更新について」のご質問にお答えをいたします。

近年、情報伝達機器は急速に発展しており、10年前とは比べものにならないほどの機能性向上を遂げております。災害時の情報伝達にかかる設備につきましては、老朽化への対応や通信機能の信頼性などが求められるところでございますが、議員ご指摘のとおり、現在の町の移動系無線機は、整備から10年以上が経過いたしております。老朽化に加え、一部において通信不能な地域があるなど、消防団活動には大変なご不便をおかけをいたしており、町といたしましても機器の更新の必要性を強く感じているところでございます。

I P無線機のメリットとデメリットにつきましては、議員から具体的にご紹介があったとおりでございますが、携帯電話のデータ回線を利用いたしますので、携帯電話が利用できるエリアであれば全国どこでも利用できますため、現行の移動系無線機に比べてまして、通信機能は格段に向上をいたします。

さらに、原子力防災訓練時の関係機関との通信におきましても、愛媛県が整備したI P無線機を使用しているほか、本年10月から約1ヵ月間、無線機を借用をし、消防団の訓練時の使用や通信テストを行った結果、良好な感度で通信できることが確認できております。このようなことから、

今後、より円滑な消防団活動に資するために、無線機器につきましては、議員ご提案の I P 無線機に更新することを目指し、来年度の整備を計画いたしたいと考えております。

町といたしましては、これら一連の機器整備と併せて、消防団員の処遇改善を図り、町の防災・減災力のさらなる向上に努めてまいります。

以上、清家議員の大綱 1 に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。清家議員、大綱 1 の再質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） まずもって、私の提案に対しまして、この一般質問の場で来年度の整備の計画ということで、満額回答いただき、大変ありがとうございます。このことは、消防団の情報伝達等のより一層の向上のみならず、住民の皆様の安心と安全をより確率するための事業となろうかと思えます。先々しっかり予算化されましたならば、私の提案したものの一人として、途中で予算の取り下げがないように陰ながら、表でもしっかりと応援をさせていただきます。

せっかくの機会ですので、ちょっと踏み込んだ質問をさせていただきたいんですが、携帯の電波を使いますので、携帯会社の選択というのもしないといけないと思うんですけども、その選択にあたりましては、費用ももちろんだと思うんですが、伊方町独特の山と海のリアス式の入り組んだ地形という中で、もっとも繋がりやすいというキャリア会社を選定するのが、安心安全のためにもいいんじゃないかと思うんですが、そのことについて、町としての形態は、どうかということと、I P 無線機が八幡浜市が導入されてるんですが、八幡浜市につきましては、分団単位の配置ということで、部まではおいてないんですけども、現在の伊方町消防団では、各部の数を確保して配置しているということでありまして。来年度の整備の際には、どのような単位のところに現状どおり部まで配置するのか分団単位で八幡浜市に合わせるのかあると思うんですが、その辺をどう考えておられるのか、現状分かっているようでしたら、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（小泉和也） 只今の清家議員の大綱 1 再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） キャリアの選択、それからどのような配置にするのかということは、担当課長から具体的な詳細の答弁をさせていただきたいと思いますが、基本的には消防団の意見を聞きながら、どのような選択がいいのかということは進めていきたいなというふうには思っています。

あと、補足をお願いします。

○危機管理監（谷村栄樹） 議長

○議長（小泉和也） 危機管理監

○危機管理監（谷村栄樹） 携帯電話の電波の状況につきましては、現在どのキャリアもほぼ町内全域を網羅しておりますが、一部人家のないところで繋がらない箇所がございます。ご指摘のとおり

り機種点検にあたりましては、できる限り円滑に通信ができるように、検討していきたいと考えております。

それと無線機の配備につきましては、なるべく現行体制が維持できるよう各部単位までの配備の確保を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。清家議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 消防団活動といいますか、この議場にも何人かおられるんですけども、聞くところによりますと、本部ですと年間50回、分団の方でも月2回点検や訓練がありますんで30回から40回、町の安全のために活動をしていただいているということで、それを率いる消防団長も・・負けず劣らず非常に消防活動に熱心な方だというふうに伺っております。その献身的な消防団活動に応えるかたちでですね、機器整備とか処遇改善も考えていただいているということですので、そういう町の消防団に対する気持ちというのは、団員の方の胸にもきっと何か感じるものがあるというふうに思います。配置については、現行の分は部単位という話でしたが、やはり一部電波が繋がらないというふうな話だったと思うんですけども、この導入に際してはですね、新しい機器でありますので、有事の際円滑に使用ができるように定期的に無線機の使用訓練など行う必要があると思うんですけども、また、この現代でも繋がらない地域があるということがはっきりしておりますので、そういう繋がらない地域が全災害とかですね、大規模災害時に、通信が大変混雑して繋がりにくいというふうな場合を想定しまして、アナログ無線、トランシーバーの取り扱い訓練や昔ながらの電源の訓練などそういう二重、三重の安全対策を行って、訓練を積んでいく必要性があるんじゃないかというふうに考えるんですが、その辺りの新しい機器の取り扱いとか二重、三重の電源の安全対策とかですね、その辺の対策を町としてどのように考えられているかお伺いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の清家議員の大綱1再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○危機管理監（谷村栄樹） 議長

○議長（小泉和也） 危機管理監

○危機管理監（谷村栄樹） I P無線機を導入した場合の訓練につきましては、まずは各部における日常点検のほか、新入団員訓練ですとか防火デー行事、年末夜警など年間を通じた消防団行事において、活用することによりまして、操作技術を習得して、操作技術の習得に努めてまいりたいと考えております。

また、ご指摘のとおり通信機能が改善されます一方大規模災害時に回線が混雑するというケースが想定されます。このためI P無線機を中心としまして、現状のトランシーバー、昔ながらの伝達方法を活用しながら、様々な訓練計画を団本部や消防署と連携しながら検討しまして、消防団の通信体制の確保に努めたいと考えております。以上です。

○議長（小泉和也） 以上で清家議員の大綱1を閉じます。

清家議員、一般質問大綱2をお願いいたします。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 大綱2 今後の観光地域づくり、地域DMOへの取組について

今年10月の議員全員協議会において登録DMO法人設立を目指す方向性が示されました。観光地域づくり法人（DMO）は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人であります。このため、観光地域づくり法人が必ず実施する基礎的な役割と機能（観光地域マーケティング・マネジメント）としては、以下の点が挙げられます。

1、観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成。2、各種データ等の継続的な収集と分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立。3、地域の魅力の向上に資する観光資源の磨き上げや域内交通を含む交通アクセスの整備、多言語表記などの受入環境の整備等の着地整備に関する地域の取組の推進。4、関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整や仕組みづくり、プロモーション。以上のようなものになります。

要約すれば、地域の自然観光資源やまちなみ・産業観光資源、歴史や文化及び宿泊や食事、交通体系など多様な関係機関と連携を取りながら「観光地域づくりのかじ取りを行う法人」であり、関係省庁との連携や「強力な支援」も期待できるものであります。

お隣の八幡浜市ふるさと観光公社、大洲市のキタ・マネジメントが先に観光地域づくり法人（地域DMO）登録されておられますが、伊方町でも魅力あふれる観光資源が多数ございます。佐田岬灯台などの自然観光資源、はなはなや再開予定の亀ヶ池温泉などの施設型観光資源、近年充実してまいりました体験型観光資源、それぞれ持ち味がある宿泊施設など。それぞれがそれぞれに魅力的な観光資源ではございますが、現状では連携が十分に取れていない状況にあります。

それら観光資源と密接な連携をして、伊方町の観光を線をつなぎ、観光で訪れる方々の様々なニーズに資源を組み合わせ提案を行う事ができる観光地域づくり法人の存在はこれからの伊方町の観光に必要不可欠なものと言えます。

そこで質問といたしまして、今後の登録DMOを目指した町の取組・DMOに期待する役割についてお伺いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の清家議員の一般質問大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 清家議員の大綱2「今後の観光地域づくり、地域DMOへの取組について」のご質問にお答えをいたします。

観光は、裾野の広い総合産業であり、交流人口の増加をはじめ、地域内での消費や雇用の創出にも資することから、これまで「NPO法人佐田岬ツーリズム協会」を中心に、観光地域づくりに取り組んでまいりました。しかし、昨今は、国際化の進展や持続可能な社会の実現に向けた開発目標「SDGs」などへの対応が重要となっております。このため、地域DMOには、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた、観光地域づくりが求められております。

ご質問の「今後の登録DMOを目指した町の取組とDMOに期待する役割について」であります。まず「町の取組」といたしましては、今後の観光地域づくりを担う地域DMOとして、去る12月1日に、一般社団法人「佐田岬観光公社」を設立いたしました。町では、官民一体となった観光地域づくりのさらなる発展を目指し、11月16日に協定を締結した東京のIT企業株式会社スカラと連携をして、マーケティングなどの経営手法を取り入れた戦略的な観光地域づくりに取り組むことといたしており、1月中旬ごろには、観光庁が募集している、候補DMOの申請を行う予定にいたしております。候補DMOに登録をされましたら、それから3年以内に関係者との合意形成のうえ、数値目標の設定やPDCAサイクルなどを確立して、「登録DMO」の認定を目指したいと考えております。

次に、「DMOに期待する役割」につきましては、観光地域づくりの舵取り役として、議員ご指摘の連携が十分にとれていない観光資源のネットワーク化や観光の導線づくりに取り組むとともに、観光関連データの収集・分析からデータに基づく戦略策定を行い、幅広い年齢層やインバウンドの取り込み、リピーターの確保など、本町が選ばれる観光地となりますように、役割を十分に果たすことを期待いたしております。また、DMOの強みを活かし、国の地方創生推進交付金等の補助金を獲得しながら、観光で儲ける仕組みを地域全体へ波及し、世界水準の「佐田岬観光ブランド」の実現を目指して欲しいと思っております。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のように、魅力ある伊方町の観光資源を有機的に結び付け、滞在型の観光産業の構築を目指し、伊方町発展の原動力となるように、期待をしているところでございます。

以上、清家議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。清家議員、大綱2の再質問はありますか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 1月中旬頃に登録DMOを申請し、3年以内関係者の合意のうえ、目標やPDCAサイクルなどを確立して、登録DMOを目指すという方向性だったと思います。それら大事だと思うのは事務作業と並行して、まず、多分障害者の方もこういう事業にかかわると思うので、まずは伊方町内にどんな観光地があって、どんな施設があって、宿泊、食事、イベント、体験メニューがどんなものがあるかというものをしっかりと把握していただくことが大事ではないかというふうに考えます。それらを把握してないと様々な観光客の方の需要に組み合わせることができま

せんで、事務作業と並行して、今現在伊方町のあるものというのを把握するような行程も必要かなというふうに思います。伊方町もへき地ですので、ないものも多いですが、何か今あるもの、少し手を加えれば・・・やっぱり何かあると思います。例えば、お隣の大分県ではカメルーンとの交流で中津江村があるんですけども、ものすごいここも昔の197号線のようなアクセス道路で狭いし、確か大分市から1時間ぐらいかかるとこなんですけども、昔鯛生金山っていうのがあって栄とったらしんですが、今は閉山しまして、道の駅があるんですけども、そこが伊方町でもよく目にします伸び切った杉というのが結構立ち並んでいて、これどうしますんやろうという杉なんですけど、そこフォレストアドベンチャー杉の杉にちょっと手を加えて、10m以上の高さでいろんなアクティビティ、木と木の間をロープで渡ったりとか、ジップラインとかで100mぐらい・・・を滑ったりとか、そういうふうなアトラクションにして、観光客を集めて、本当に厄介者となる伸び切った杉もそういうふうな活用の仕方もあるんだなというふうに思いますし、また九重町もそうですね、アクセス道路も悪い、あんな橋に囲まれるのもすごい曲がりくねった道を行かなければならないとこですけども、確かあそこが1,200万人ですか、2006年の建築から1,200万人の来場者があったと、あそこも何か使い道があるのかなというふうな溪谷を日本一の高さの橋を建てて、当時20億円を補助金なしで建ったらしい大勝負だったわけなんですけども、あるもの勝負で大成功を収めたというふうな事例じゃないかと思います。そういう大きな観光施設ができると曲がりくねったアクセス道路でもいろんな産直市やおしゃれなカフェとかもありましたけども、そういうふうなお土産屋さんも栄えてる。あるものを有効に活かして、その該当する施設も周りも栄えてるというふうな例ではないかと思います。中々こう田舎にあるものを地元の間がその価値を見い出すというのは、慣れてしまってるせいか、なかなか見い出せないものなんですけども、最近の町外から来ていただいている地域協力隊の方って言うのはそういう宝物を見い出す力非常に長けた人がおって、先ほど出た杉の木でしたら30cmぐらいの薪にしたら燃やすしかないなというふうに思っていったら、それをその木々の上からバーベキューで人気のスウェーデントーチになりますよとか、地元の間も遊歩道が荒れ果てたみたいなのをこれを整備してみよう。地元の間が諦めかけたような時も価値を見い出して、前向きな対応をしてもらい、そういうふうな感じを最近すごく受けます。

まずは、事務作業に加えて、現状把握というものも大事だと私はそういうふうに最初のスタートダッシュ考えるわけなんですけども、町としてはこのスタートダッシュの3年間というものをどのような活動を想定しておられるのかそこのところをお伺いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の清家議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 清家議員、おっしゃられるようにいわゆる今あるものの現状把握というのは極めて重要でございます。佐田岬特有の自然景観にありましたように、今度再建を予定しております亀ヶ池温泉などのいわゆる施設観光、それから基幹産業である農水産業を基にする海の幸、山の幸、こういった資源をしっかりと把握し、磨き上げ、魅力の創出を図って情報発信をしていくと

いうのが重要であるというふうに考えております。また、町外外からの視点という非常に重要でございます。いわゆるキャンプであるとかクルージング等、そういったことに携わっている地域おこし協力隊員のこういった方々の視点をですね、十分把握のうえ、対応をしてまいりたいと思っております。

また、今後は、事務局を担っていただくこととしております。東京のIT会社スカラとの連携をしっかりと図っていきたいというふうに考えております。このスカラはIT会社でありますけれども、地域創生事業、それからグローバル事業として、東南アジアでの事業展開もおこなっている企業でございます。そのスカラとですね、3年間を目途とする戦略について常に協議を重ねております。その協議の一端を具体的にちょっと時間をいただいて、説明をさせていただきますと、地域別では観光の視点から、伊方地域を新興、新しく興すとして、中心部、役場駐車場での週末の賑わいの創出、瀬戸地域を成長エリアとして、瀬戸頂上ラインの整備、三崎地域を成熟エリアとして、はなはなを中心としたクルージングの充実に努める。テーマ別では、瀬戸頂上ライン等の山の魅力創出、マリンスポーツなどの海の魅力創出、海、山の幸を活かした食の魅力創出に努める、時間軸では当面エコツーリズム、食をテーマに進めながら、キャンプなどを通じて、滞在時間の延長に努めます。議員からご指摘があったいわゆるネットワーク化、導線づくり、それから、積極的な情報発信をおこないながら、佐田岬観光ブランドの形勢に取り組んでいきたい。そういった方向性をもって、協議を進めているところでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。清家議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（清家慎太郎） 議長

○議長（小泉和也） 清家議員

○議員（清家慎太郎） さすがにその地域創生にも取り組まれているIT企業かなということで、いろいろと旧町をエリア別にわけて、戦略を立てていただいていることで、非常に今後も楽しみな感じがしてます。こういう観光まちづくり法人っていうものは、多様な観光資源とも連携が必要ということもありまして、人ということの要素が大変重要だというふうに思います。先行している八幡浜市とか、大洲市のふるさと観光公社とかキタ・マネジメントで実際運営している人を見ると、どちらも難関国立大学を卒業されて、市役所で民泊の事業をしたり、また、一方の人は、総合商社に勤めておられたりで、それぞれの市について、民泊を展開したりとか、インバウンドの事業をしたりとかいうふうなかたちで縁があった方だというふうに聞いております。八幡浜市におきましては、県外生の修学旅行の体験メニュー提供ということで、ケーブルテレビにも出ていましたし、キタ・マネジメントとは、キャッスルスティとか古民家再生して宿泊設備として、着実に観光地域づくりの道を行っておられるのかなというふうに感じます。そのような成功例から参考にするっていうことも大事ですけども、テレビとかでもよくあるようなしくじり先生じゃないんですけども、失敗例から学ぶということも大事ではないかと思うんですけども、同じことを繰り返さないように、ある自治体の観光法人ですね、どうも悪評が広まっているということで、臨時監査をしますというふうに

いうと発言を捏造してまで、パワハラやハラスメントじゃと騒ぎ立てて、それが効果がないと分かると監査の数日前になるもう仕事に来なくなったというふうなところもあったようでございます。実際監査では、20項目以上に亘る不正や不適切な事務処理があつて、音声データ、証拠書類全て保存してあるそうでございます。そのように法令遵守ができない倫理に反するような人は、雇わないというのはもちろんなんですけども、やっぱり田舎は口よりも行動で示してくれる人っていうのに皆さん舵取り役を任せたいなというふうな印象を受けるんじゃないかと思います。町長が言われたように知恵は現場にあり、事務所にいるだけでは知恵は浮かばないし、先ほど出てましたクルージングでも机を出して待ってるだけじゃお客さんは来ないということで、クルージングに携わる方は、前を歩く人にチラシを持って勧誘して、待ってるだけじゃ来ないからほとんどの全ての人、前を歩いている全ての人に勧誘をしていく。そういうふうに汗をかいていくというふうな姿勢が大事なんじゃないかというふうに思います。現状そのスカラに言われております。そういう人材確保の面なんですけど、登録DMOになるためには、最低2人の人員を確保しないといけないというふうなことを伺っております。現状、町としては、どのような人材を確保したいなというふうに考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（小泉和也） 只今の清家議員の大綱2再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） この観光公社の事務局を担う人材の育成についてでございますけれども、株式会社スカラの方とですね、実証していこうとしていることは、まずは事務局長、副事務局長を任せてですね、戦略策定や国の補助金等の獲得を担ってもらおうということにしておりますが、これは非常勤というところであるため、常勤といたしましてですね、2月からこのDMOでありますとか、観光振興を担う地域おこし協力隊員を1名配置をすることとしております。複数名の配置については、今後十分に検討をしていきたいというふうに思います。この観光公社をですね、軌道に乗せるためには、役場観光商工課と車の両輪としてですね、観光振興に取り組んでいく必要があるということでございます。そのための体制整備を検討したいと思っておりますし、先ほど言いましたように、地域おこし協力隊員を十分に活用していきたいと、より多くの関係者を巻き込んでですね、一体となった取り組みを推進をしております。

ちなみに、こうした方々の活動の拠点として、町長の提案によってですね、地域振興センターの3階にお試しオフィスというのでございます。現時点で、13組、20名の登録がございまして。来年にはスカラがスタートアップというものを導入するというようなことにもなっております。地元の方々とそう拠点を十分活用しながら、取り組んでいけたらと思っております。ちなみにこの観光公社の事務局は、はなはなに置くというようなことで考えております。以上でございます。

○議長（小泉和也） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は、11時55分から。

休憩 11時43分

再開 11時55分

議案第96号

○議長（小泉和也） 会議を再開いたしますが、12時を過ぎますので、後の4件全て終わるまで続けてよろしいでしょうか。（「はい」の発言あり）

日程第6「伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」議案第96号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第96号 伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額について規定した改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。

1頁の第3条から第5条の2は、規定の整備によるものでございます。

2頁の第6条については、不要な規定を削除するもので、第13条は所要の規定の整備でございます。

2頁中段から5頁中段の第21条第1項は所要の規定の整備で、5頁中段からの6頁中段の第2項は未就学児の被保険者均等割額の減額について規定したものでございます。

5頁下段に（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額であります。6頁をお願いいたします。上段からアが7割軽減世帯、イが5割軽減世帯、ウが2割軽減世帯、エが非軽減世帯となります。アの7割軽減世帯では、均等割額26,000円の内、22,100円が減額されることとなります。イの5割軽減世帯では19,500円が減額、ウの2割軽減世帯では、15,600円の減額、エの非軽減世帯では26,000円の内半分の13,000円が減額となります。（2）の国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額についても同様の考え方で、減額を行うものでございます。アの7割軽減世帯では、均等割額7,200円の内、6,120円が減額されることとなります。イの5割軽減世帯では5,400円が減額、ウの2割軽減世帯では、4,320円の減額、エの非軽減世帯では7,200円の半分の3,600円が減額となります。

現在、伊方町国民健康保険税は、世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに、これまでは年齢に関係なく、世帯の国民健康保険被保険者数に応じて算定した均等割額及び一世帯当たりの世帯平等割額を合算して課税をしておりましたが、今回の改正により、均等割額に

において、未就学児については、一人当たり 5 割の軽減を行うこととなり、低所得者に対する、7 割、5 割、2 割の軽減世帯の場合は、未就学児一人当たり各減額後の均等割額からさらに 5 割を減額するものであります。

続きまして、7 頁の附則 3 から 15 頁の附則 14 は、法律改正にあわせての改正で、所要の規定の整備を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行する、といたしておりますが、国民健康保険税の改正部分については、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 96 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 96 号「伊方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 97 号

○議長（小泉和也） 日程第 7「伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第 97 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第 97 号 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの改正は、健康保険施行令等の一部を改正されることに伴う出産育児一時金の改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。

第 5 条の出産育児一時金については、これまでの 404,000 円から 408,000 円に引き上げ、産科医療保障制度の掛金を 16,000 円から 12,000 円に引き下げるものでございます。

なお、この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から適用することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 97 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 97 号「伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 98 号

○議長（小泉和也） 日程第 8「伊方町企業誘致条例の一部を改正する条例制定について」議案第 98 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総合政策課長（菊池嘉起） 議長

○議長（小泉和也） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池嘉起） 議案第 98 号 伊方町企業誘致条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、町内に企業の立地を促進するために必要な奨励措置を講ずることにより、雇用機会の拡大と地域経済の活性化を図り、もって地域住民の生活向上に寄与することを目的に、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、対象となる基準・業種と併せ、優遇措置を拡充するものでございます。

それでは、新旧対照表で、説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。

第 1 条の「目的」につきましては、工場又はリゾート施設を対象としておりましたものを「町内に企業の立地を促進するために必要な奨励措置を講ずることにより」と改め、第 2 条の「定義」につきましては、用語の意義といたしまして、第 1 号及び第 2 号の「工場」と「リゾート施設」を「企業」と「企業の立地」に改めるものでございます。

2 頁にかけての、第 3 条の「指定対象の基準」につきましては、業種の範囲を製造業、旅館業、リゾート施設、農林水産物等販売業、情報サービス業等及び試験・研究施設に拡大するほか、業種によっては資本金の額で違いはありますが、全体的には投下固定資産額の引き下げを行うものでございます。

第 7 条の「奨励措置」につきましては、第 2 項につきましては、固定資産税に対して奨励金を交付する方式を、企業誘致促進奨励措置としまして固定資産税を課税免除する方式に改めるものでございます。第 3 項につきましては、開業時奨励金といたしまして、新たに設けるもので、投下固定資産額の 100 分の 10 以内の額を、開業時に 3,000 万円を限度に交付するものでございます。第 4 項につきましては、3 頁にかけての、雇用促進奨励金の規定でございしますが、町内に住所のある 1 年以上雇用した従業員 1 人当たりの交付額と交付限度額を改めるものでございます。第 5 項につきましては、ランニングコスト奨励金として、新たに設けるもので、操業初動時の事業安定化に資するため、ガス、上水道及び下水道の使用料に係る経費の、100 分の 50 以内の額を、年額 400 万円を

限度とし、5年間を限度に交付するものでございます。以上、第5項までの奨励措置につきましては、この条例の対象となる全業種に適用されますが、第6項で、新たに設ける情報通信関連企業等奨励金につきましては、情報通信関連企業のみを対象として、事業所と通信機器等の賃貸料及び専用回線通信料の年額の3分の1以内の額を、3年間を限度とし、総額3,000万円を限度に交付するものでございます。

なお、この条例は、附則におきまして、公布の日から施行することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） この条例を見まして、今ちょっと思いついたんですけども、今全国各地企業の誘致を必死に取り組んでいる、伊方町におきましても遅れることはあってはならないということは、大切なことだというふうに思っておりますが、業種によりましては、競合する業種が出る場合があります。そうしますと新しい企業におきましては、恩恵は受けることはできる。しかし、既存の業種の方、既存の事業者、企業については、その方に比べると恩恵はあまり新たなものは出てこないというような矛盾した点も出てこようかと思っておりますが、その点についても配慮等をお伺いしたいと思っております。

○総合政策課長（菊池嘉起） 議長

○議長（小泉和也） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池嘉起） 失礼いたします。只今のご質問ですけれども、競合との関係でございますけれども、この条例の趣旨につきましては、いろんなご意見があろうかと思っておりますけれども、これまでこの条例の適応事例につきましても、正直実績がなかったというところもございまして、制度としてまず制定をしたうえでですね、どういったかたちで実際なってくるのかと、そういった状況をですね、見ていく必要もあろうかと思っております。そういったこともございますので、こういった事例がありましたら、適宜今後も見直していくこともあり得るのかなというふうに思っております。そういうことで、ご理解をいただいたらというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（小泉和也） 末光議員

○議員（末光勝幸） 新しい企業を導入するというか誘致をするというのは、非常に大切ではありますが、町内の事業所を見ますに非常に高齢化が進んでおります。また、過疎化によりまして、そのパイプと言いますか、承継も非常に縮まっておるわけでございます。この際、廃業を考えようかというふうな事業所が非常に多いように思っております。私が要望するのは新しい企業の誘致も大事でございますけれども、よりさらなる町内に対する配慮をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○総合政策課長（菊池嘉起） 議長

○議長（小泉和也） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池嘉起） 先ほどご指摘の点も踏まえまして、そういった対応を注視しながら、適切に対応させていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小泉和也） 他にありませんか。（「なし」の発言あり）質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第98号「伊方町企業誘致条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第99号

○議長（小泉和也） 日程第9「伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について」議案第99号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（林 栄作） 議長

○議長（小泉和也） 町民課長

○町民課長（林 栄作） 議案第99号 伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、同法に基づく固定資産税の課税免除に関する事項を定めるため条例を制定するものでございます。

主な制定内容は、伊方町過疎地域持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税免除に関する事項について規定するものでございます。

第1条では、「製造業、農林水産物等販売業若しくは旅館業」に「情報サービス業等」を対象業種に追加し、対象となる設備投資の追加は、「新設・増設」のみに「取得又は製造若しくは建設」を追加、建設等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含むものでございます。

第2条では、適用期間の延長「令和3年3月31日まで」を「令和6年3月31日まで」に3年間延長し、取得価格要件の改正では、「取得価格の合計額が2,700万円を超えるもの」が、業種、資本金の額に応じた改正となり、製造業、旅館業は、資本金額5,000万円以下は取得価格500万円、5,000万円超1億円以下は、1,000万円、1億円超は2,000万円が、下限となり、農林水産物等販売業、情報サービス業等は、資本金額に関係なく取得価格500万が下限となるものでございます。

第3条では、課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3箇年とす

るものでございます。

附則第3項の経過措置は、令和3年3月31日以前の規定による廃止前の伊方町過疎地域指定に伴う固定資産税の特別措置に関する条例（以下この項において「廃止前の条例」という。）第2条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者については、廃止前の条例の規定は、なおその効力を有するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第99号「伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（小泉和也） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。18日から22日は、休会。23日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもって散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 12時18分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員